

資料 3 - 1 の関連資料

○ 「大人向けホテル」について

○ 旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日 生衛発第1,811号）

IV 宿泊拒否の制限

- 1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。
 - (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。
 - (2) 宿泊しようとする者がとばく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をするおそれがあると認められるとき。具体的には、例えば、宿泊しようとする者が次に掲げる場合には該当しうるものと解釈される。
 - 1) 暴力団員等であるとき。
 - 2) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - 3) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (3) 宿泊施設に余裕がないときその他都道府県が条例で定める事由があるとき。
- 2 多様な消費者ニーズに応えられるよう、合理性が認められる範囲内において、例えば、大人向け等営業上の工夫として利用者の良識と任意の協力の下において実施される場合、宿泊拒否には当たらない。
- 3 宿泊者の性的指向、性自認等を理由に宿泊を拒否（宿泊施設におけるダブルベッドの予約制限を含む。）することなく、適切に配慮すること。

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）について －感染症に対する主な措置等－

措置内容	感染症法に基づく措置				検疫法に基づく隔離等	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく措置
	医師から保健所への届出	病原体を媒介するねずみ、昆虫等の駆除 汚染された場所の消毒	就業制限 健康診断受診の勧告・実施	入院の勧告・措置	建物の立入制限・封鎖 交通の制限	(蔓延防止) ※検疫飛行場及び検疫港の集約化 ※航空機や船舶の運航自粛 ※都道府県知事による新型インフルエンザ等対策の実施に関する協力要請 ○外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示等 (社会機能の維持) ○住民に対する予防接種の実施 ○臨時の医療施設 ○緊急物資の運送の要請・指示 ○政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用 ○生活関連物資等の価格の安定等 ※は緊急事態宣言期間外でも実施できる措置
新型インフルエンザ等						
一類感染症						
二類感染症						
三類感染症						
四類感染症						
五類感染症						

新型インフルエンザ等: 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型コロナウイルス感染症、新感染症、指定感染症
 (新型インフルエンザ等対策特別措置法)
 一類感染症: エボラ出血熱、ペスト、ラッサ熱 等
 二類感染症: 結核、SARS、鳥インフルエンザ(H5N1・H7N9)、MERS 等
 三類感染症: コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 等
 四類感染症: 狂犬病、マラリア、デング熱 等
 五類感染症: インフルエンザ、性器クラミジア感染症、梅毒 等
 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(医師の届出)

第十二条 **医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。））にあつては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。**

一 **一類感染症の患者、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の患者又は無症状病原体保有者、厚生労働省令で定める五類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者及び新感染症にかかっていると疑われる者**

二 厚生労働省令で定める五類感染症の患者（厚生労働省令で定める五類感染症の無症状病原体保有者を含む。）

2～8 （略）

(健康診断)

第十七条 **都道府県知事は、一類感染症、二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し当該感染症にかかっているかどうかに関する医師の健康診断を受け、又はその保護者に対し当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に健康診断を受けさせるべきことを勧告することができる。**

2 **都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者について、当該職員に健康診断を行わせることができる。**

(就業制限)

第十八条 **都道府県知事は、一類感染症の患者及び二類感染症、三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者に係る第十二条第一項の規定による届出を受けた場合において、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該者又はその保護者に対し、当該届出の内容その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知することができる。**

2 **前項に規定する患者及び無症状病原体保有者は、当該者又はその保護者が同項の規定による通知を受けた場合には、感染症を公衆にまん延させるおそれがある業務として感染症ごとに厚生労働省令で定める業務に、そのおそれなくなるまでの期間として感染症ごとに厚生労働省令で定める期間従事してはならない。**

3～6 （略）

現行規定（続き）

（入院）

第十九条 **都道府県知事は、一類感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症の患者に対し特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。**ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるものに入院し、又は当該患者を入院させるべきことを勧告することができる。

2 （略）

3 **都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、当該勧告に係る患者を特定感染症指定医療機関又は第一種感染症指定医療機関（同項ただし書の規定による勧告に従わないときは、特定感染症指定医療機関若しくは第一種感染症指定医療機関以外の病院又は診療所であつて当該都道府県知事が適当と認めるもの）に入院させることができる。**

4～7 （略）

（準用）

第二十六条 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、**二類感染症の患者について準用する。**（略）

2 第十九条から第二十三条まで、第二十四条の二及び前条の規定は、**新型インフルエンザ等感染症の患者について準用する。**
（略）

（建物に係る措置）

第三十二条 **都道府県知事は、一類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について、当該感染症のまん延を防止するため必要があると認める場合であつて、消毒により難しいときは、厚生労働省令で定めるところにより、期間を定めて、当該建物への立入りを制限し、又は禁止することができる。**

2 **都道府県知事は、前項に規定する措置によつても一類感染症のまん延を防止できない場合であつて、緊急の必要があると認められるときに限り、政令で定める基準に従い、当該感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある建物について封鎖その他当該感染症のまん延の防止のために必要な措置を講ずることができる。**

現行規定（続き）

（感染を防止するための報告又は協力）

第四十四条の三 **都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、**厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、**当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、**当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。**

2 **都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症（病状の程度を勘案して厚生労働省令で定めるものに限る。第七項において同じ。）のまん延を防止するため必要があると認めるときは、**厚生労働省令で定めるところにより、**当該感染症の患者に対し、**当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、**当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設（当該感染症のまん延を防止するため適当なものとして厚生労働省令で定める基準を満たすものに限る。同項において同じ。）若しくは当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めることができる。**

3 前二項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

4～7 （略）

第七十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、**五十万円以下の罰金に処する。**

一～三 （略）

四 **第十八条第一項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定による通知を受けた場合において、第十八条第二項（第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）の規定に違反したとき。**

五～九 （略）

第八十条 **第十九条第一項、第二十条第一項若しくは第二十六条において準用する第十九条第一項若しくは第二十条第一項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）若しくは第四十六条第一項の規定による入院の勧告若しくは第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置により入院した者がその入院の期間（第二十条第四項若しくは第二十六条において準用する同項（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十六条第四項の規定により延長された期間を含む。）中に逃げたとき又は第十九条第三項若しくは第五項、第二十条第二項若しくは第三項若しくは第二十六条において準用する第十九条第三項若しくは第五項若しくは第二十条第二項若しくは第三項若しくは第四十六条第二項若しくは第三項の規定による入院の措置を実施される者（第二十三条若しくは第二十六条において準用する第二十三条（これらの規定が第七条第一項の規定に基づく政令によって準用される場合及び第五十三条第一項の規定に基づく政令によって適用される場合を含む。）又は第四十九条において準用する第十六条の三第五項の規定による通知を受けた者に限る。）が正当な理由がなくその入院すべき期間の始期までに入院しなかったときは、五十万円以下の過料に処する。**

○新型インフルエンザ等対策特別措置法について

現行規定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法

(感染を防止するための協力要請等)

第三十一条の六 **都道府県知事は**、第三十一条の四第一項に規定する事態において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある同項第二号に掲げる区域（以下この条において「重点区域」という。）における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該都道府県知事が定める期間及び区域において、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更その他国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置として政令で定める措置（＝まん延防止等重点措置）を講ずるよう要請することができる。

2 (略)

3 第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、都道府県知事は、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があると認めるときに限り、当該者に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

(感染を防止するための協力要請等)

第四十五条 (略)

2 **特定都道府県知事は**、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間並びに発生の状況を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項及び第七十二条第二項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置（＝緊急事態措置）を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

4・5 (略)

現行規定（続き）

○新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

（重点区域におけるまん延の防止のために必要な措置） **【まん延防止等重点措置】**

第五条の五 法第三十一条の六第一項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

- 一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨
- 二 当該者が事業を行う場所への入場（以下この条において単に「入場」という。）をする者についての新型インフルエンザ等の感染の防止のための整理及び誘導
- 三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止**
- 四 手指の消毒設備の設置
- 五 当該者が事業を行う場所の消毒
- 六 入場をする者に対するマスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の周知
- 七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止**
- 八 前各号に掲げるもののほか、法第三十一条の四第一項に規定する事態において、新型インフルエンザ等のまん延の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

（使用の制限等の要請の対象となる施設） **【緊急事態措置の対象施設】**

第十一条 **法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。**ただし、第三号から第十四号までに掲げる施設にあっては、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

- 一 学校（第三号に掲げるものを除く。）
- 二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学、同法第二百二十四条に規定する専修学校（同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。）、同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設
- 四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- 五 集会場又は公会堂
- 六 展示場
- 七 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるものの売場を除く。）
- 八 ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）**
- 九 体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場
- 十 博物館、美術館又は図書館
- 十一 キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設
- 十二 理髪店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設
- 十四 飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設（第十一号に該当するものを除く。）

（前ページ続き）

十五 第三号から前号までに掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないもののうち、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の発生の状況、動向若しくは原因又は社会状況を踏まえ、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めて公示するもの

2 （略）

（参考）施行令第11条第1項第15号の千平方メートルを超えない施設について ※「ホテル又は旅館」は対象外。

○ 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため新型インフルエンザ等対策特別措置法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要な施設（令和2年厚生労働省告示第175号）

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）について、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）第十一条第一項第十五号の規定を適用する場合においては、同号に掲げる施設は、同項第四号から第六号まで、第九号、第十一号及び第十四号に掲げる施設であって、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものとする。

（感染の防止のために必要な措置） **【緊急事態措置】**

第十二条 **法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。**

一 従業員に対する新型インフルエンザ等にかかっているかどうかについての検査を受けることの勧奨

二 新型インフルエンザ等の感染の防止のための入場者の整理及び誘導

三 発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止

四 手指の消毒設備の設置

五 施設の消毒

六 マスクの着用その他の新型インフルエンザ等の感染の防止に関する措置の入場者に対する周知

七 正当な理由がなく前号に規定する措置を講じない者の入場の禁止

八 前各号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等の感染の防止のために必要な措置として厚生労働大臣が定めて公示するもの

○「拒否」等の対象となる感染症について

現行運用規定

○旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日 生衛発第1,811号）

IV 宿泊拒否の制限

1 営業者は、次に掲げる場合を除いては、宿泊を拒んではならない。

- (1) 宿泊しようとする者が宿泊を通じて人から人に感染し重篤な症状を引き起こすおそれのある感染症にかかっていると明らかに認められるとき。

「拒否」等の対象となる感染症を具体的・限定的に法令で規定している例

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

（上陸の拒否）

第五条 次の各号のいずれかに該当する外国人は、本邦に上陸することができない。

- 一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

二～十四 （略）

○旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一～四 （略）

- 五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第七条の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第七条において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

○障害者差別解消法について（1）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法＜平成25年法律第65号＞）の概要

障害者基本法 第4条 基本原則 差別の禁止	第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
------------------------------------	--	---	---

具体化

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

具体的な対応

- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
- (2)
 - 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

実効性の確保

- 主務大臣による事業者に対する報告徴収、助言、指導、勧告

II. 差別を解消するための支援措置

相談・紛争解決

- 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実

地域における連携

- 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携

啓発活動

- 普及・啓発活動の実施

情報収集等

- 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

○障害者差別解消法について（2）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 （令和3年法律第56号）

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）附則第7条においては、施行（平成28年4月）後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- （1）基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- （2）国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- （3）地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日（令和3年6月4日）から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）**を行うことを求めている。

（※障害者差別解消法（改正法施行前）では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。）

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」
（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

○ユニバーサルツーリズムについて（関連規定）

○観光立国推進基本法（平成十八年法律第百十七号）

（観光事業者の努力）

第六条 観光に関する事業（第十六条において「観光事業」という。）を営む者（以下「観光事業者」という。）は、その事業活動を行うに際しては、住民の福祉に配慮するとともに、観光立国の実現に主体的に取り組むよう努めるものとする。

（観光旅行者の利便の増進）

第二十一条 国は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

（定義）

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二 移動等円滑化 高齢者、障害者等の移動又は施設の利用に係る身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することをいう。

（基本方針）

第三条 主務大臣は、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するため、移動等円滑化の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

○旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）

第一条 この法律は、旅館業の業務の適正な運営を確保すること等により、旅館業の健全な発達を図るとともに、旅館業の分野における利用者の需要の高度化及び多様化に対応したサービスの提供を促進し、もつて公衆衛生及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

第三条の四 営業者は、旅館業が国民生活において果たしている役割の重要性に鑑み、旅館業の施設及び宿泊に関するサービスについて安全及び衛生の水準の維持及び向上に努めるとともに、旅館業の分野における利用者の需要が高度化し、かつ、多様化している状況に対応できるよう、旅館業の施設の整備及び宿泊に関するサービスの向上に努めなければならない。

関係者ヒアリングにおける主な意見等

I. 旅館業法第5条（宿泊拒否の制限）の見直しについて

(1) 全部改正に関する意見

	意見等の内容	団体名
1	<p>○ <u>基本的に旅館業法第5条は撤廃し、不備な点を補足するためガイドラインを設けてほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 政治が最大多数の最大幸福を理念とするように、ホテル経営者も特定の客だけでなく、その他大勢のお客様の安心安全を守る責務がある。よって、感染症の疑いのある客を受け入れたことによって、他のお客様や従業員が感染するかもしれないリスクを負うわけであり、そのリスクを放置している現旅館業法第5条は撤廃すべきであり、タイミングは今である。 2. 航空機では、マスクをしないというだけで、搭乗を拒否している。病院もコロナ患者を断っている。何故、宿泊施設は拒めないのか？それは業界差別であり公平ではない。 3. 表現が時代錯誤である。「第5条 営業者は、左の各号の一に該当する場合を除いては、宿泊を拒んではならない。」とあからさまに客を選ぶ自由を基本的に剥奪している。それぞれの宿泊施設は、自社のコンセプトに合った客を選ぶ自由があって然るべきである。 <p>○ <u>上記基本的な法律を改定した上で、真夜中の来館、山の中の1軒屋など、一概に断れない時もあり、宿泊施設として、受け入れ態勢を考える必要がある。よって下記のようなガイドラインを整備しておくことを提案する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発熱をしている宿泊希望者が来館した時に、時間帯にもよるが、人道的にお断りが出来ない場合、基本は感染対策をしっかりと取り、客室に入室をさせて経過観察をする事が望ましい。 ・ 地元保健所、宿泊施設、医療施設など24時間体制で連絡できる受け入れ体制を準備しておく事が望ましい。 等 	一般社団法人 全日本ホテル 連盟

(2) 一部改正に関する意見・留意点

	意見等の内容	団体名
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>解釈の追加や通知ではなく、時代に合わせた明確なルールの再設定が必要。</u> ○ <u>5条を保持する場合、以下を加えてほしい。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>宿泊しようとする者が他の利用者および従業員の公衆衛生上の安全を妨げる虞があるとき。</u> (発熱者、マスク拒否者、その他伝染病の疑いのある者を想定) ・ <u>宿泊しようとする者がとぼく、その他の違法行為又は風紀を乱す行為をする虞があると認められるとき、他の利用者および従業員に危害を加える虞があるとき。</u> (カスタマーハラメント、セクハラ、暴力行為、過度なクレーマーを想定) ・ <u>宿泊しようとする者の安全を確保できないと判断できる合理的理由があるとき。</u> (車椅子客が一人で宿泊する場合に避難経路が確保できない場合、子どものみの宿泊などを想定) ・ <u>宿泊にあたり必要な情報を故意に提供しないとき。宿泊契約が成立しないとき。</u> (検温拒否、宿泊者名簿の記載拒否、パスポートの提示拒否、理由のない前払いの拒否などを想定) ・ <u>宿泊施設に役務を提供できる余裕がないとき。</u> (災害時における休館、停電などインフラ途絶、従業員の出勤不能などの状態を想定) ○ <u>事業者側の権利を確立するにあたり、宿泊者側の安全確保についても配慮が必要。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>拒否された宿泊客の安全確保</u> <ul style="list-style-type: none"> → <u>地域により被災者受入協定のような地域協定が必要となる可能性 (医療機関含む)</u> → <u>災害時には地域の宿泊施設で受け入れを集約する可能性</u> ・ <u>宿泊拒否の濫用や差別が発生する可能性があるとの懸念</u> → <u>宿泊施設側の規律維持が必要</u> 	一般社団法人 日本旅館協会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>例えば、新たな号として「宿泊客が正当な理由なく宿泊施設または医療機関等からの感染防止を目的とする指示・要請に従わないとき」を加えてほしい。</u>これにより、感染が疑われるお客様だけでなく、マスク着用を拒否するお客様等に対しても宿泊拒否ができるようにしたい。 ○ <u>法改正と併せて、どのような場合が第1号に該当するのか、わかりやすい判断基準を公表してほしい。</u> ○ <u>例えば、PCR検査付きプラン、ワクチンパスポートや陰性証明限定プラン、女性専用宿泊施設などが認められるよう手当て願いたい。</u> ○ <u>条例や通達等で認められている拒否事由について、法律の条文上もより明確に位置付け願いたい。</u> 	一般社団法人 日本ホテル協会

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
4	<p><宿泊制限には客観的な指標が必要></p> <p>○ <u>体質や基礎疾患により、発熱しやすい人も存在するため、体温だけを判断基準にすることの危うさを感じる。</u>仮に発熱相談センターに連絡した場合、徒歩圏の発熱外来がある医療機関にて、PCR検査や抗原検査を受けることになる。医療機関によっては短時間で結果が判明するが、小規模な医療機関の場合、結果が出るまでに2日間程度はかかることもある。こうした確認作業のコストや責任は誰が負担するのかが気になる。感染疑いで消費者側の不利益につながることもあるため、慎重さが求められる。</p> <p><法令改正のあり方について></p> <p>○ 法改正については、科学や研究の進展により、必要とされる制限や規制の形が変化する可能性があるため、<u>時限的なものにする</u>ことが望ましく、定期的見直しが求められる。公衆衛生上の特別措置法に基づく、行政による人流の制限という文脈と、感染疑いの消費者の宿泊制限との関連を整理して検討が求められる。</p> <p><宿泊業界のガイドライン、通達など></p> <p>○ ガイドラインは、とてもよく出来ていると感じる。さらに客観的な基準が加われば、より良いものになるのではないかと感じる。また、行政の公衆衛生に携わったことがある研究者からは、職員の対応に関する、人権上求められる視点についての研修機会があっても良いのではとの意見もある。</p>	認定NPO法人 ぷれいす東京
5	<p>○ <u>第5条第1号は、感染症患者への差別・偏見を肯定するとの誤読をまねくおそれがあるため、適切な法の見直しが必要である。</u></p> <p>○ <u>強い公共性を持つ旅館業事業者においては、単に感染症患者（もしくはその疑い）であることのみをもって宿泊を拒否することは許されない。</u>個別疾病の特性を踏まえ、旅館業事業者が保健機関、医療機関等と連携を取り、宿泊者を適切に受け入れるべく、事業者および行政機関等の責務が明確な関連法規の整備を期待する。</p> <p>○ 現行法第5条第1号による宿泊拒否の制限については、「伝染性の疾病」が、法制定当時の背景、環境のもとで、公衆衛生的に必要な項目として書き込まれたものと受け止めているが、現代の状況とは明らかな乖離がある。<u>感染症患者、もしくはその疑いのあるものに対する旅館業者が取るべき対応は、感染症法の人権尊重の考え方を根底に置き、旅館業者が宿泊の可否ということだけではなく、必要な感染予防対策、保健・医療機関との連携等、公衆衛生上必要な対応を取り、患者を含む一般利用者が安心して宿泊可能な体制を作り上げていくことこそが必要と考える。</u></p>	東京HIV訴訟原告団 大阪HIV訴訟原告団

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
6	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>難病患者や家族などへの不合理な不利益や偏見・差別にならないよう、十分配慮されたものにして欲しい。</u> ○ <u>難病患者の様々な特性を理解して検討を進めて欲しい。</u> ○ 病気や障害を抱えている人たちの現状を知る研修を開催してほしい。 	一般社団法人 日本難病・疾 病団体協議会 (J P A)
7	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宿泊拒否の制限緩和が、難病や慢性疾病、障害のある人とその家族に対する宿泊拒否の要因につながらないように留意すべき。</u> ○ その見直しにおいては、一義的に障害者差別解消法の規定や同法基本方針を遵守することが求められることを明記すべき。 ○ <u>伝染性の疾病の取り扱いについては、一般感染症と、感染症法の規定にもとづく重篤な疾病やパ ンデミック感染症とは峻別すべき。</u> 	認定NPO法人 難病のこども 支援全国ネッ トワーク

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
8	<p>○ <u>新型コロナウイルス感染症の感染拡大と、その感染対策を推進する観点から、同条やその第1号の改正等が検討される際には、感染症などについて新たな科学的知見が得られることにより、その対策が変化する可能性があることに鑑み、<u>時限的な措置とすることを検討いただきたい。</u>また、過去に複数の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実があることに鑑み、<u>がん患者ががんであることのみを理由として、あるいはがんやその治療に関わる様々な症状や副作用などを理由として、その宿泊を必要以上に制限・拒否されることがないようにするとともに、感染症への対応が偏見につながらないように配慮をお願いしたい。</u></u></p> <p>○ <u>例えば、感染予防の観点から入館時の発熱チェックが実施される場合が考えられるが、発熱の原因は感染症のみならず多様な理由が想定され、その正確な診断は医療機関によってなされるべき。がん患者に関しては、がんの進行により腫瘍熱を生じる場合もあれば、治療による骨髄抑制に伴い、発熱を生じる場合もありえる。</u>そのような身体状態であれば、旅行を控えるべきと考えることも出来るが、一方で、できるだけ仕事や日常生活を送りながらがん治療を継続することも広がっており、あるいは遠隔地の医療機関で外来の化学療法や放射線療法を受けるために、宿泊して治療を受けているがん患者さんもいる。<u>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律などに基づき、医学的にも社会的にも適切な根拠に基づく合理的な判断が行われるようをお願いしたい。</u></p> <p>○ <u>乳がんや大腸がんの患者等に対して、特別に配慮や対応を行っている宿泊施設も増えているが、そういった対応を行っていない施設や、行っても周知や広報が十分に行われていない施設もある。</u>新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から旅館業法第5条の改正を機に、宿泊者も従業員も安心して滞在し、働くことが出来るための制限を加えることを検討すると同時に、<u>がんをはじめ様々な疾病を有する宿泊客が、安心して滞在出来るような環境整備や指針の作成も、併せて検討をお願いしたい。</u></p>	一般社団法人 全国がん患者 団体連合会

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
9	<p>○ <u>旅館業法第5条本文は維持してほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染者等が、「感染している」「感染している可能性が高い」という理由から、外出先で行き場を失うという事態は避けなければならない。外出先で感染症を発症したり、また症状が悪化したりすることもありうる。 ・ウイルス性肝炎感染を理由に(本来であれば、拒否される合理的理由がないにもかかわらず)宿泊を断られてしまう危険がある。このような危険を避けるためにも、同条本文が必要である。 <p>○ <u>同条第1号は、偏見・差別を助長しかねない規定なので、感染者・感染の疑いのある者の人権に配慮した仕組みを再構築してほしい。</u></p> <p>(理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「伝染性の疾患」という文言は広範で抽象的すぎる ・<u>旅館業者だけで感染の有無を正しく判断することは困難である</u> ・<u>宿泊を拒否される者の人権を守る規定がない</u> ・人権侵害と偏見・差別を助長するおそれ <p>○ <u>新型コロナウイルス感染症は、感染症の中でも特殊。同感染症への対応のあり方は、十分にご議論いただくとしても、その結論は、あくまで同感染症に対してのみ適用し、安易に感染症一般に広げることのないようお願いしたい。</u></p>	<p>日本肝臓病患者団体協議会 薬害肝炎全国原告団 全国B型肝炎訴訟原告団</p>
10	<p>○ <u>第5条に差別的取り扱いを禁じることをメインに記載し、しかし、第5条各号に該当する場合は宿泊を拒むことができるとしてはどうか。</u></p> <p>○ <u>ただし、3項の「宿泊施設に余裕がないとき」を、「障害者への対応に余裕がない」というような拡大解釈がなされないようにしていただきたい。</u></p> <p>○ 旅館業法第5条の要件に該当しないにもかかわらず、障害を理由に宿泊拒否をされた事例があり、これは旅館業法に抵触すると考える。また、本年5月に成立した改正障害者差別解消法では「合理的配慮の提供」は民間事業者にも義務とされることが盛り込まれた。これらを勘案し、旅館・ホテル業界において改善をお願いしたい。</p>	<p>一般財団法人 全日本ろうあ連盟</p>

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
11	<p>○ 旅館業法第5条(宿泊拒否の制限)の見直しについては、 <u>(1) 宿泊業者側の一方的かつ曖昧な理由で視覚障害者の宿泊拒否が起こらないよう、視覚障害者との建設的な対話を行ってほしい。</u></p> <p>単独で宿泊する視覚障害者、盲導犬を連れて宿泊する視覚障害者等が、宿泊を希望する旅館やホテルに申し込みを行った際、宿泊業者側から一方的な理由で宿泊を拒否されることがある。<u>宿泊業者側からは「安全上の理由」と回答することが多く、その「安全上の理由」の具体的な説明が行われないことがある。</u>宿泊業者側の人手不足、ノウハウ不足、さらには視覚障害者の特性の無理解等により、宿泊業者側が宿泊する視覚障害者の支援ができないと一方的に判断し、宿泊を拒否していることが原因。障害者差別解消法に照らせば、合理的配慮の提供ができない正当な理由を説明する必要がある。一方で、<u>宿泊業者側に正当な理由があった上で宿泊を拒否することには妥当性がある。新型コロナウイルス感染症の感染者の宿泊等は、他の宿泊者の安全を守る上で必要な措置と思われる。</u>宿泊業者側からの丁寧な説明、宿泊を希望する視覚障害者のニーズの確認等による建設的な対話が必要。建設的な対話を通して、双方が納得する形で宿泊する・宿泊しないの判断が行われるべき。</p> <p>(2) 旅館やホテルの施設に入居する店舗等も含めた議論を行ってほしい。</p> <p>○その他旅館業法については、 (1) <u>視覚障害者の特性に配慮した「ソフト面の支援」を充実してほしい。</u>特に、視覚障害者への支援の成功事例の共有、既存の接遇マナーガイドブックの活用、視覚障害当事者を講師とした研修会の開催を実施してほしい。 (2) ホームページ等の情報提供において、視覚障害者が利用するためのアクセシビリティを高めてほしい。</p>	社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合
12	<p>○ 障害によっては、<u>一律で判断するのではなく、特別な事情のある方については、障害の特性に配慮し、個別に対応する等していただきたい。</u>また、<u>予約の際に必要な検査等健康状態を確認することを予め丁寧に説明し、了解の上、受付する等の対応も必要と考える。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>体温調整ができず37.5度以上の方への対応</u> ・ <u>宿泊施設が求める感染予防対策への協力が困難な方への対応</u> - ワクチン接種ができない方がいること/マスクを着用できない方がいること等 <p>○ 恣意的な運用がなされないようにしていただきたい。</p> <p>○ 第3項の「<u>宿泊施設に余裕がないとき</u>」については、<u>安易に宿泊拒否に利用される懸念があるため、見直す必要があるのではないか。</u></p>	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
13	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>発熱、咳、咽頭痛などの症状がある宿泊客について、保健所の指示を仰ぐ、客室での待機を要請する、場合によっては宿泊を制限する、などを法改正で規定することは、新型コロナウイルス感染症の対策としてやむを得ない</u>と考える。 ○ その一方で、<u>上記の宿泊制限が、障害者差別解消法で禁止されている不当な差別的取扱いに転化することがないように、運用ルールの策定にあたっては丁寧な対応をお願いしたい。</u> ○ <u>たとえば脊髄損傷者の場合、体温調節機能障害のため、炎天下を移動した直後では平熱よりも高い体温が測定される。</u>このような場合で発熱を理由として十把一絡げに宿泊を制限してしまうことは、<u>間接差別に該当するおそれがあるので、慎重を期していただきたい。</u> 	公益社団法人 全国脊髄損傷者連合会
14	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>時代に合わせた、明確なルールが必要。拒否のための理由探しではなく、サービス提供側・利用者、双方が安心して気持ちよく運用できるためのルール作りをお願いしたい。</u>障害がある宿泊客の中には、<u>高齢の方と同様に免疫力が低下されている方もいるため、コロナ感染症等に対してしっかりと対応している施設は、安心して利用できる施設でもある。</u>バリアフリー情報とともに、感染症対策に関するウェブサイト等での情報提供が非常に重要。 ○ また、新型コロナウイルス感染症による不利益や不便を、障害がある方々は、障害が無い人よりも多く強いられている状況にあるため、是非とも「障害の個人モデル」ではなく、「障害の社会モデル」を理解された上での接遇をお願いしたい。 ○ ユニバーサルデザイン2020 行動計画の中で、観光分野における接遇の向上と職員研修のための接遇ガイドライン・マニュアル作成が進められた。すべての人の安心安全な受け入れについて、レガシーとして今後も継続して行っていただきたい。 	特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
15	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>旅館業法第5条の規定をいたずらに拡大解釈することなく、明らかな伝染性疾患である場合を除き、疾病や障害を理由として宿泊拒否がなされないことが重要と考える。</u> ○ あわせて、現状では明示的、暗示的に知的障害者（特に行動上の障害を有する者）が旅館等への宿泊を躊躇する実態があることを踏まえ、令和3年6月に改正された障害者差別解消法において民間事業者についても義務化されることが決まった合理的配慮の提供が十分になされ、知的障害・行動障害のある人や家族が障害のない人と同じように全国の旅館等を利用できることを希望する。 ○ 知的・行動障害に対する以下のような配慮などが全国的に進むことを期待する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 宿泊予約時やチェックイン時に必要な配慮を聞き取る (2) 他の宿泊客への声かけ (3) 旅館等の従業者に対する知的障害理解の促進 	一般社団法人 全国手をつなぐ 育成会連合 会
16	<ul style="list-style-type: none"> ○ (全ての障害に共通) <u>障害を理由に断られることがないようにしてほしい。</u> ○ (自閉症など発達障害の特性がある場合) 言葉を話していても会話が苦手、初めての場所が不安で目立つ行動をする、感覚の過敏さのためにマスクの着用に困難さがある等の特性を理解してほしい。 	一般社団法人 日本発達障害 ネットワーク ／一般社団法人 日本自閉症 協会

(2) 一部改正に関する意見・留意点 (続き)

	意見等の内容	団体名
17	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第5条第1号により、宿泊しようとする利用者が伝染性疾病の確定患者であると判断できる場合には、<u>宿泊を拒否できることとなっている。営業者にとって、新型コロナウイルスが特措法等にも関連し、一般的な感染性疾患の範囲での運用の困難さがあることは想像できる。しかしながら、現在の法律のもとに、運用の在り方を整理し、ガイドライン等に対応できるのではないかと</u>も思う。 ○ <u>どのような対策がおこなわれるにしても、この第5条との兼ね合いで、宿泊拒否の拡大解釈や乱用に至らないようにしていただくことを強く求める。</u> ○ 今回、私たちが危惧するのは、旅館業法第5条第1号のみでなく、第2号や第3号による宿泊拒否も含めてのことになる。<u>障害者差別解消法等により直接的差別はされにくくなっているかもしれない。しかし、まだまだ精神障害者に対する偏見は根強く、多くの場合無知からくる不安が潜在化されている。これにより、不穏な客として判断され、満室という理由で拒否されることが起こりうる</u>のである。(過去には実際にあった) ○ また、障害者差別解消法改正で、被差別的取り扱いには障害当事者だけでなく、家族に対する扱いも含まれるようになっている。 ○ 精神障害について、急性期の症状を知ることは大切だが、そこに留まることなく、ホスピタリティを追求することで、一般のお客様と何ら変わらずに宿泊を楽しめることが大前提であることを念頭に置いていただければ幸いである。そのうえで、新型コロナウイルスに対する対策が営業者にとっても利用者にとっても安心のできる運用として展開されることを切に望む。 	公益社団法人 全国精神保健 福祉会

(3) 改正に反対の意見

	意見等の内容	団体名
18	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館業法の見直しに当たっては当然宿泊拒否を厳しく制限すべき。 ○ 感染症患者、もしくはその疑いのある者に対し、取るべき対応は<u>ただ単に宿泊を拒否するだけでなく、他の法律との関係もあるが感染予防対策、医療機関との連携等、公衆衛生上必要な措置をすべて講じることを明記すべき。</u> ○ 特に新型コロナ禍が続く中ではこのことを徹底させる方の整備が図られることが重要である。 ○ 宿泊拒否事件を教訓として2度と利用客に対する不当な扱いがくり返されないため、より完全な見直しがなされることを期待する。 	全国ハンセン病療養所入所者協議会
19	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>「発熱者などコロナの感染が疑われる者」について、ハンセン病病歴者は知覚麻痺が全身のあちこちにあり、傷を作っても知覚麻痺のためにその傷を作ったこともわからない。傷口から化膿菌等の感染による熱発を引き起こすことがある。コロナであるか無いかに関わらずコロナに名を借りた宿泊拒否が引き起こされてしまう。</u> ○ 「発熱者などコロナの感染が疑われる者についても、必要な場合には、旅館の判断で宿泊を拒否できるようにすべき」この文章そのものが、実に排除の論理そのものである。 <u>「発熱者」などの「など」は何が含まれているのか。どのような「症状」が「など」に含まれているのか。「コロナの感染が疑われる者」とは、だれがどのような医学的知見から判断するのか。旅館の判断で宿泊を拒否できるものとするということだが、コロナ感染者であるかどうかを医師でもない者がコロナ感染者として判断するということは医師法に違反することはないのか。「必要な場合」とはどのような場合を指すのか。全く、医学的な根拠もないに等しいものでしかない。このような法案が成立することは、偏見と差別を生み出すことに成り、ハンセン病問題の域を何も出ていないと言わざるを得ない。</u> ○ <u>コロナ感染者に対する差別に繋がるこのような法案には断固反対をする。</u>何でもかんでも、法律により取り締まるというやり方は、改めていくべき。 ○ 新型ウイルス唾液抗原検査キットを使い、陽性が出たら本人の合意で保健所に連絡し指示を仰ぐ。あくまでも客の合意のもとと云う前提と対応に必要な支援や検査キットなどの資材は国の責任で用意し、保健所もその支援体制を作るように手配することも国の責任でやってもらう。法律で規定するのではなくこのような方法もあるのではないか。 	ハンセン病違憲国家賠償訴訟全国原告団協議会

(3) 改正に反対の意見（続き）

	意見等の内容	団体名
20	<ul style="list-style-type: none"> ○ 旅館業者に対し宿泊拒否を禁じ、例外として拒否できる場合を「宿泊しようとする者が伝染性の疾病にかかっていると明らかに認められるとき」に限定している<u>旅館業法第5条の改廃に強く反対。</u> ○ <u>議論の前提として、わが国の感染症対策の基本原則を示した「感染症予防法」の趣旨を明確にしておく必要がある</u>と思料する。 この法律は、薬害エイズ訴訟の解決後に、従来の「伝染病予防法」を廃止して1998年に制定されたものであり、その前文には「我が国においては、過去にハンセン病、エイズ等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後^に生かすことが必要である」と明記されている。こうした教訓に基づいて、同法は、<u>従来の「隔離」という制度を廃止し、すべて治療の対象としての「入院」に改めた。</u>つまり、この法律の基本原則となったのは、<u>感染症の患者は、「隔離」の対象となるような、社会に迷惑をおよぼす存在ではなく、あくまでも医療を受ける権利の主体である</u>ということであり、このように位置づけることによって、<u>感染症の患者に対する偏見差別を防ぐことが出来る</u>ということを明らかにしたのである。 旅館業法第5条の見直しに際しては、この感染症法の基本的な立場が当然の前提とされるべきだと思ふ。 ○ 今回の旅館業法の見直しは、ホテル・旅館の側が、感染者の宿泊をより容易に拒否できることに道を開くものである。ホテル・旅館が感染者の宿泊を拒否することが法的に認められるということは、<u>感染者は社会に感染を拡大する迷惑・危険な存在であるとの認識を法律の名によって公認することになるからである。</u>このことは、<u>今まさに全国各地で起こっている感染者や医療従事者に対する差別や排除を正当化することに繋がり、こうした偏見を一層助長することになる。</u> ○ 旅館関係団体の意見書に説明されているような事例に対しては、現実には、条例や通達に従っての宿泊拒否が行われている。<u>感染者による例外的な迷惑行為に対しては、現在においてもそれなりの対応が出来ているにもかかわらず、こうした事例の存在を理由に、旅館業法自体の見直しを求めるのは、徒らに感染者に対する偏見差別を助長することになるだけである。</u> ○ ホテル・旅館の業務は、日常的な場面における、宿泊・滞在場所の提供という本来的な業務のほか、現代社会においては、大規模災害時における避難場所の提供やコロナ禍における宿泊療養場所の提供という実例に見られるような新たな社会的な使命を担うことが期待されるに至っているというべき。こうしたホテル・旅館の社会的な使命に照らすと、今回の旅館業法の見直しを求める動きは、時代の要請に逆行するものではないかと思ふ。 	ハンセン病違憲国家賠償訴訟弁護団連絡会／ハンセン病訴訟西日本弁護団

(3) 改正に反対の意見（続き）

	意見等の内容	団体名
21	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発熱者などコロナ感染が疑われる者について旅館の判断で宿泊を拒否できるようにするとの制度改正については、<u>ハンセン病の家族の立場として反対。</u> ○ コロナに罹った人は、コロナに罹ってない人を守るために犠牲になってください。という考え方である。この考えは正当性をもって一般市民の心の中にある。<u>旅館業法により発熱した人を宿泊拒否できるという考え方は、病気でない人を守るため、病気になった人は犠牲になってくださいという考え方である。病気になった人に対しては、その病気が完治するために平穏な生活を送りながら医療や看護を受ける権利があることを忘れてはならない。</u> ○ 例えばある旅館に宿泊にきた家族がいたとして、その家族の一人が発熱し宿泊を拒否されるようであれば、<u>発熱で宿泊拒否された人は、その晩どこで寝たらいいのか。その発熱者が子どもであった場合は誰がその子の世話をするのか。このような場面を想定するなら宿泊拒否はあまりにもひどい人権侵害であるといえないか。旅館は病気になった人に対して宿泊拒否するのではなく、どのような方法で医療的な配慮ができるのか考えた上で宿泊してもらおうというのが「おもてなし」というものだと思う。</u> 	ハンセン病家族訴訟原告団

Ⅱ. その他旅館業法について

	意見等の内容	団体名
1	<p><旅館業法第6条について></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>職業の記載義務については、目的、活用方が不明であるため、条文からの除外を求める。</u> ○ 営業者側には記載の真偽や不備の確認手段が存在しないにも係わらず記載の不備に対しても罰則規定がある。<u>もし罰則が残るのであれば、本人確認の機会を与えていただきたい。</u> ○ 外国人旅行者のパスポート情報保管義務については、異なるオペレーションの混在による業務の煩雑化が生じている。 <p><身分証明書の確認の必要性></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>法律でなくても、政省令やほかの取り決めになるかもしれないが、本人確認は必要。</u> その手法についてはいろいろあると思う。保管義務が必要かということ、そこまでとは思わないし、当然、代表者が書かれた宿泊名簿と本人の住所が一致しているということだけが分かればいい。そういったものの工夫については御一考いただきたい。 <p>(確認の必要性)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①食中毒・感染症が認められた場合の利用者の捕捉が難しくなっている ②ノーショー、備品の破損や盗難に対する自衛の必要性 ③旅行会社、予約サイトでは偽名でも予約ができるため、予約時の本人確認も関連課題である ④カスタマーハラメント、理不尽なクレーマーを未然に防ぐ抑止力が必要 ⑤GOTOトラベルキャンペーン時の本人確認に対する宿泊者の抵抗は予想に反して少なかった →代表者のみ、もしくは緊急連絡先（例えば携帯電話番号）のみであれば理解が得やすいのでは <ul style="list-style-type: none"> ○ Go Toトラベル適用の条件として身分証明書の確認が必須になっていたが、手間はかかるが、決して不可能ではないということも申し添えたい。 	一般社団法人 日本旅館協会

Ⅱ. その他旅館業法について

	意見等の内容	団体名
2	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>宿泊者名簿の「職業」は削除願いたい。</u> ○ <u>身分証により本人確認することは現場では極めて困難で現実的ではない。さらにコロナ禍においては混雑によりクラスターの原因にもなりかねない。よって反対する。</u> ○ 宿泊者名簿及び旅券の写しの3年間の保存義務については、個人情報の取り扱いが厳しくなっている中で負担が重く、1年程度に期間を短縮願いたい。 	一般社団法人 日本ホテル協会
3	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者差別解消法の遵守はもとより、同法改正により事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、旅館業法条項で見直しが必要とされるものがあるか検討いただきたい。 ○ ハンセン病元患者の宿泊拒否があった過去を鑑み、この度の改正において、<u>障害を理由とする不当な差別取り扱いをしてはならない旨の条文を加えてもよいのではないか。</u> ○ 会社全体で、障害の特性を正しく理解し、障害のある人やその家族等の滞在期間、他のゲストと同じように楽しく宿泊ステイが保たれるよう、適切な接遇の仕方や障害理解に関する（不当な差別的取扱いや合理劇配慮の提供等）研修に努めていただきたい。 ○ <u>第6条の職業の記載について、記載する必要性があるのか検討いただきたい。</u> 	社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会

第5条の見直しの方向性に関する意見の大まかな整理とそれらの論点等（案）

- これまでの検討会での御議論や、関係団体（旅館・ホテル、患者等、障害者）のヒアリングでは、第5条（宿泊拒否制限規定）の見直しの方向性に関しては、大きく分けて3つの意見があったところ。

方向性① 契約の自由の原則や、他のサービスとの均衡から削除する。

方向性② 利用者の宿泊先を原則として確保するため、引き続き、第5条の骨格（宿泊拒否の制限）は残した上で、旅館・ホテルの利用者・従業員の感染予防対策や不当な差別の防止の観点を踏まえ、拒否できる事由について、合理的なものにする。

方向性③ 感染症の患者に対する差別偏見を助長させないためにも、感染者や感染の疑いのある者の宿泊をより容易に拒否できるようにしてはならないという意見を踏まえ、第5条の見直しは、行わない。



方向性①～③について、それぞれ考えられる論点等は、次のとおり。

「方向性① 契約の自由の原則や、他のサービスとの均衡から削除する」についての論点等

- 宿泊が必要な人は基本的に宿泊できるという制度的な担保、すなわち、これまでの旅館が持っていた公共性をどう考えるか。
- 不当な差別等による宿泊拒否への制度的対応は、以下のようになることについて、どう考えるか。
 - i) 現行の旅館業法に基づく対応（行政指導、営業停止や許可の取消し、刑罰）はできなくなること。
 - ii) i) 以外の既存の制度（障害者差別解消法や法務省の人権救済手続、民事上の損害賠償）で行うこととなること。
- 削除した場合でも、以下により、不当な宿泊拒否は多く生じづらいとの意見について、どう考えるか。一方で、いきなり削除することで誤解を生み、適当でない拒否事例が生じうる懸念について、どう考えるか。
 - i) 業界の自主的な取組として、ガイドラインを作成し、その遵守を推進していくことが考えられること。
 - ii) 不当な宿泊拒否に対して社会的な批判をより受けやすい環境になっていると考えられること。
- 旅館業法第5条が存在することで、宿泊に関する障害者の安心につながっていることにも配慮すべきという意見について、どう考えるか。

「方向性② 利用者の宿泊先を原則として確保するため、引き続き、第5条の骨格（宿泊拒否の制限）は残した上で、旅館・ホテルの利用者・従業員の感染予防対策や不当な差別の防止の観点を踏まえ、拒否できる事由について、合理的なものにする」についての論点等

- 宿泊拒否できる場合をどのように規定するか。例えば、「明確なルールであるべき」、「拡大解釈や乱用を防ぐべき」等という意見を踏まえ現在のように具体的に限定列挙をする方法や、時代の変化や実情にも応じて旅館・ホテルが柔軟に判断できるように、「正当な事由」等がある場合には拒否を認めるとすることも考えられるが、どうか。また、宿泊拒否できない場合を規定する方法も考えられるという意見があったが、どうか。

（感染症に係る宿泊拒否事由の在り方について）

- 「1998年に制定された感染症法においては「感染症患者」は「隔離」でなく「入院」や「医療を受ける権利の主体」と位置付けられている」ことや、「感染者は迷惑・危険な存在という認識で差別や排除すべきでない」等という理由で、「感染症患者や感染の疑いのある者であることなどをもって宿泊拒否の事由とすべきでない」旨の意見があったが、どう考えるか。
- 感染症に係る宿泊拒否事由を見直す場合、
 - i) 対象となる伝染性の疾病について、「重篤なものに限るべき」、「新型コロナウイルス感染症に限るべき」、「時限的な扱いとするべき」等といった意見があったが、どう考えるか。

- ii) 難病患者、がん患者、ハンセン病病歴者、障害者等では、伝染性の疾病にかかっていなくとも、発熱等の症状が出る場合があるとの意見があったが、症状の有無で判断する方法について、どう考えるか。
- iii) 伝染性の疾病又はその症状の判断について「旅館・ホテルではなく、医療機関が行うべき」との意見があったがどう考えるか。地域や保健所、旅館・ホテルにおいて、常時そのような体制が確保できるか。

(宿泊拒否事由の追加等について)

- 以下のような宿泊拒否事由を更に追加等すべきとの意見があったが、どう考えるか。
 - ・ 他の利用者及び従業員に危害を加えるおそれがあるとき。
 - ・ 宿泊しようとする者が正当な理由なく感染防止を目的とする指示・要請に従わなかったとき。
 - ・ 宿泊しようとする者の安全を確保できないと判断できる合理的理由があるとき。
 - ・ 宿泊にあたり必要な情報を提供しないとき。宿泊契約が成立しないとき。

(難病患者、障害者の宿泊に関して)

- 宿泊拒否事由の見直しや第5条第3号の「宿泊施設に余裕がないとき」の解釈運用に際して、難病患者や障害者の宿泊拒否につながらないようにすべき旨の意見や、障害者差別解消法の遵守を明記すべきという意見があったが、障害者差別解消法との関係を含め、どう考えるか。

(合わせて措置すべき事項について)

- 他の法律との関係もあるが、感染症予防対策、医療機関との連携、公衆衛生上の必要な措置などを講ずることを明記等すべきという意見があったが、どう考えるか。
- 事業者の柔軟な判断を認める場合、宿泊者の安全確保や宿泊施設側の規律維持のための方策が必要との意見があったが、どう考えるか。

「方向性③ 感染症の患者に対する差別偏見を助長させないためにも、感染者や感染の疑いのある者の宿泊をより容易に拒否できるようにしてはならないという意見を踏まえ、第5条の見直しは、行わない。」についての論点等

- 感染者による例外的な迷惑行為に対しては、現在においてもそれなりの対応ができてきているにもかかわらず、こうした事例の存在を理由に、旅館業法自体の見直しを行う必要があるのかといった旨の意見があったが、どう考えるか。
- 昭和23年の旅館業法の制定以来、社会経済情勢が大きく変化している中で、第5条は見直されておらず、時代に応じた見直しが必要との意見について、どう考えるか。
- 旅館業法が公衆衛生の向上を主な目的とする法律であるにもかかわらず、現行の規定では、他のサービスと大きく異なり、他の利用者や従業員への感染予防対策が取りづらいとの意見があったが、どう考えるか。
- 旅館・ホテルは医療機関ではなく、感染症患者や感染の疑いのある者の対応は、それらの者の医療の確保の観点からも、旅館・ホテルではなく医療機関等で行うべきとの意見があるが、どう考えるか。その一方で、旅館・ホテルの社会的使命からも宿泊拒否でなく、可能な医療的な配慮を検討し、宿泊を受け入れるべきという意見もあったが、どうか。